

日田市中小企業者物価高騰緊急支援事業 Q&A集

番号	質問	回答
① 支援金の給付対象者		
①-1	支援金の対象となる中小企業者等とは何か。	以下のとおりです。 中小企業基本法第2条1項に規定する「中小企業者」 ・ 中小企業等経営強化法第2条に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合等 ・ 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等）
①-2	一般社団法人や一般財団法人などは対象となるか。	また、「個人事業主」「フリーランス」の方も対象となります。 法人、組合などについては、法人税確定申告、個人については、確定申告Bを行っている者は対象となります。
①-3	農家は対象となるか。	
①-4	日田市外に本社（主たる事業所）があり、事業所の一部が日田市内にある。この場合は対象者となるか。	本社が市外の場合、主たる事業所が、日田市内にあれば対象となります。申請書に日田市内の事業所の所在地を記入していただき、履歴事項全部証明書の写し、営業許可書の写し等、市内で事業をしていることが分かる資料を添付してください。
①-5	日田市内外にも事業所があるが、主たる事業所はどのように判断するか。	法人の全部の事業所の規模で判断します。 根拠として法人税確定申告書の添付書類のうち、勘定科目内訳明細書の⑬「売上高等の事業所内訳書」の期末従業員数で判断します。勘定科目内訳明細書⑬を添付してください。
①-6	個人事業主の場合、自宅住所が日田市内、事業所（店舗、工場等）が日田市外の場合、申請は可能か。	主たる事業所拠点が日田市内であることを要件としていますので、該当になりません。
①-7	日田市内において事業を営んでいるとは、どのように確認をするのか。	以下の書類で確認を行います。 法人：履歴事項全部証明書 団体：代表名、団体の目的、組織、運営、事業内容、事務局の組織及び所在地を明らかにする規約、規則等 個人：営業許可証、開業届、公共料金の支払い領収書の写し

日田市中小企業者物価高騰緊急支援事業 Q&A集

番号	質問	回答
①-8	令和4年度以降に創業したが対象となるか。	令和4年9月までに事業を開始していた事業者であれば対象となります。
①-9	申請後、市外に事業所を移転する予定だが、この場合申請は可能か。	申請できません。支援金申請日以降も日田市内で事業を継続していく意思があることが要件となります。
①-10	タクシー事業者は対象となるか。	対象となります。 タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業補助金（国）、地域公共交通燃料高騰緊急支援事業、社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業（県）を受けている事業者は対象となりません。

日田市中小企業者物価高騰緊急支援事業 Q&A集

番号	質問	回答
②支援対象経費		
②-1	支援金の対象経費の確認はどのようにしますか。	<p>本事業の対象経費は、昨年の光熱費、燃料費となります。</p> <p>個人：令和3年の確定申告の収支内訳書の光熱水費額から水道費を引いて、任意計上している燃料費、ガス費が対象となります。</p> <p>法人・団体：直近の法人税確定申告に経費のうち光熱費、燃料費が対象となります。</p>
②-2	②-1の回答で水道費が対象となっていないがどうしてか。	水道費については、高騰していないため対象外となります。
②-3	②-1の回答で水道費を差し引く確認はどのようにするのか。	<p>個人：令和3年確定申告に用いた収支内訳書の光熱水費の内訳（電気代、水道代）がわかる補助帳簿で確認します。</p> <p>法人・団体：直近の法人税確定申告の経費に用いた総勘定元帳、決算書、損益計算書などで確認します。</p>
③支援金の申請手続き		
③-1	申請書類はどこで受け取れるか。	市公式ホームページから申請書類をダウンロードできます。また、市役所商工労政課及び1階総合案内にて配布しています。
③-2	確定申告書類はどの部分を提出すればよいか。	<p>以下のとおり、コピーいただき提出をお願いします。</p> <p>法人・団体：「確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書（表面及び裏面）」</p> <p>個人：確定申告書B（令和3年分）</p> <p>①所得税青色申告決算書、市県民税簡易申告書（表面及び裏面）</p> <p>②収支内訳書</p> <p>なお、いずれも収受日付印が押されているものに限ります。また、e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」など、データを送信したことがわかる書類の添付をお願いいたします。</p>
③-3	確定申告書類に収受日付印が押印されていない場合、どうすれば良いか。	提出先の税務署で取得するか、税務署で収受日付印が押されたものを閲覧（閲覧方法は税務署へお尋ねください）し、写真に撮ってプリントアウトしたものを提出してください。取得方法等詳しくは、税務署へお尋ねください。
③-4	所得が基礎控除内（38万円）の場合など、税務署にて確定申告をする必要がないと判断されたため確定申告をしていない。この場合申請は可能か。	確定申告でなく市県民税簡易申告書で申告していれば申請ができます。
③-5	確定申告書類を紛失した。どうすればいいか。	日田税務署で再発行できますので、手続きをお願いいたします。

日田市中小企業者物価高騰緊急支援事業 Q&A集

番号	質問	回答
③-6	e-Taxで確定申告をした場合、提出書類はどうすればいいか	受信通知など、データを送信したことが分かる書類を追加で添付してください。
③-7	申請処理が不備なく受理されたかどうかを確認したい。	郵送の場合は、書類を確認後、不備がなければ決定通知書を本店所在地に送付いたします。 不備があった場合、電話等で問い合わせをさせていただきます。
③-8	郵送での申請が難しいときは、窓口で申請が可能か。	可能です。 ただし、電話予約にて窓口申請を行ってください。
③-9	個人事業主で本人確認の書類で免許証がない場合は、どうすればいいか	本人確認する書類については、原則顔写真付きのものとなります。顔写真付の確認するものがない場合は、健康保険証と介護保険証などの公的機関が発行しているもの2点必要となります。 顔写真付き証明書：免許証、マイナンバーカード、パスポート、住基カードなど 2点証明の場合：健康保険証、介護保険証、各種年金証書、各資格認定証など。

日田市中小企業者物価高騰緊急支援事業 Q&A集

番号	質問	回答
④ 支援金の額、回数、申請期限		
④-1	同一人物が代表を務める複数・別々の法人で、それぞれの法人において支援金の給付が受けられるのか。	代表者が同一であっても法人としては別なので、市内で事業を営んでいれば、それぞれの法人で申請できます。
④-2	同一人物が代表を務める法人としての申請と、個人事業主としての申請はそれぞれ可能ですか。	代表者が同一であっても、法人・個人事業主は別人格なので、それぞれ申請ができます。
④-3	日田市内に複数の事業所（店舗等）があるが、日田市内のそれぞれの事業所（店舗等）ごとに支援金の給付が受けられるのか。	申請は、法人又は個人事業主単位となるため、各事業所単位や部門別などでの申請はできません。
④-4	支援申請額が10,000円より低い場合であっても、申請は可能か。	申請の対象になりません。
④-5	申請期限が令和5年1月31日となっているが、1月31日に郵送申請しても大丈夫か。	郵送申請の期限は、令和5年1月31日必着分までに限ります。
④-6	支援金の受取方法は口座振込のみか。現金の受取はできないか	口座振込のみとなります。現金での受取はできません。
④-7	支援金が振り込まれるまでどれくらいの時間がかかるか	申請書類に不備がない場合、2週間程度で指定口座へ入金いたします。

日田市中小企業者物価高騰緊急支援事業 Q&A集

番号	質問	回答
⑤申請書類の記入方法		
⑤-1	申請手続上、押印は必要か。	基本的に押印は不要です。
⑤-2	対象経費の計算方法はどうすればいいか。	別紙経費内訳書に、記載をしていただければ確認できます。 光熱水費欄は、確定申告に用いた分をそのまま転記してください。 水道費欄は、その対象月に使用した額を転記してください。 その他燃料費は、対象となる使用した額を転記してください。
⑤-3	申請書の添付資料は写しで良いか	写しで構いません。
⑤-4	添付書類はなにが必要か。	個人：事業実態を証する書類（営業許可証、開業届など）、令和3年分確定申告書と収支内訳決算書、令和3年分の経費が確認できる書類（総勘定元帳、損益計算書、残高計算書、補助帳簿）、振込口座が確認できる書類（本人名義の通帳）、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード） 法人・団体：事業実態を証する書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、団体の場合はQ①-7の書類）、直近の法人税確定申告（「確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書（表面及び裏面）」）、直近経費が確認できる書類（総勘定元帳、決算書、損益計算書、残高試算表）、振込口座が確認できる書類（法人名義の通帳）
⑥その他		
⑥-1	支援金は、課税対象となるか。	今回の中小企業者への支援金につきましては、事業者支援としての性質上、課税扱いとなり、税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されます。しかしながら、必ずしも税負担が生じるものではありません。 支援金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合や、収支が黒字であっても医療費控除などの所得控除を差し引いた残額がない場合などには、税の負担は生じません。ご不明な点等がございましたら、最寄りの税務署までお問合せください。